

2020年2月定例県議会 代表質問

2020年2月26日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党宮本しづえです。日本共産党県議団を代表して質問を行います。

今年の3月11日で東日本大震災と原発事故から丸9年が経過、新年度は復興・創生期間も最終年に入ります。県の発表だけでも県内外に4万人を超える避難者が先の見えない避難生活を継続、避難区域の居住率は2019年12月末で28%に過ぎず、浜通りの避難区域住民は依然として復興の道筋を描けない状況が続いています。

このような中で、安倍政権が昨年末に閣議決定した復興創生期間終了後の復興に係る基本方針は、復興庁を更に10年間延長して存続させるとしたものの、中心的事業は福島イノベーション・コースト構想の推進であり、避難者、被災県民は置き去りにされたままです。福島の復興は、何よりも県民ひとり一人の生活と生業の再建こそ土台でなければならず、県政の基本もそこに置くべきであります。見せかけの復興ではなく、県民が本当に納得できる復興の在り方を、県民とともに作り上げる努力が強く求められていると思います。

こうした大震災と原発事故に加え、昨年10月に本県をはじめ日本各地を襲った台風19号とその後の豪雨災害で、県民は生活も生業も奪われ、新たな安定した住まいの確保もできないまま新年を迎えざるを得なかった被災者は2,000人に上り、自宅の二階で生活する人を含めれば、今なお元の生活を取り戻せず避難生活を続けている被災者はさらに多く、大震災、原発事故、そして台風災害と次々と県民を襲う災害の下で、被災者に寄り添い、暮らしと生業の再建、人間の復興支援こそ国政、県政の最大の役割です。

しかし、安倍政権は、昨年10月からの消費税増税で国民生活と中小業者に塗炭の苦しみを押し付けただけでなく、全世代型社会保障の名で全世代に対する社会保障の切り捨てを行おうとしていることは、断じて許せません。

しかも災害対策の補正予算案の中に、アメリカからの兵器の爆買い経費の一部を盛り込み、新年度防衛費を少なく見せる姑息な手段で、不要不急の軍事費を過去最高額確保するという異常さです。

今、国民が願っているのは、災害を防止し安心安全の確保のために、河川費等の関連予算を大幅に増額すること、暮らしと生業を守るため、自然増分を含めた社会保障費を確保すること、人口減少に歯止めをかけ地域の活力を取り戻すとともに地球温暖化に取り組む、自然環境を保全するためにも、第一次産業を基幹産業にふさわしく位置付け、所得補償、価格保障を柱とする農業の復興に取り組むこと、中小企業を地域経済の主役にふさわしく守り復興させる施策に取り組むことです。まして、憲法順守義務を負う安倍首相が、憲法改悪の旗振りをするなど言語道断と言わなければなりません。

日本共産党は、1月に開いた党大会で、20世紀の世界の多くの国が植民地支配から独立して主権国家となる構造変化の中で進む、平和と人権保障の取り組みを共に前に進めること、中国については、日本が実効支配している東尖閣諸島周辺への領海侵犯を含む接続水域への入域が、昨年は延べ1,097隻、過去最多となり、力によって自国領と認めさせようとする覇権主義的行動を繰り返し、香港の人権侵害が深刻化するなど、およそ社会主義を目指す国とは言えず、この規定は削除する、世界的な貧困と格差の拡大や地球温暖化など、利潤第一主義の資本主義の諸矛盾が資本主義体制の存続自体を問うものとなっていること、ジェンダー平等の実現を目指すこと、原発の廃止等を綱領に明記しました。こうした世界の流れに逆行する安倍政権を市民と野党の共闘で少数に追い込み、野党連合政権の実現に全力をあげる決意です。

一、安倍政権による憲法の改定について

桜を見る会、カジノ誘致疑惑等では、野党共同の追及に、追い込まれた安倍首相がまともな日本語にならない国会答弁を繰り返す下で、国民の怒りが大きく広がっています。ところが、安倍首相は憲法改悪を自分の手で成し遂げたいとの野望を繰り返し明言、憲法9条改定への執念をあからさまにしており、極めて憂慮すべき事態となっています。

しかし、立憲主義の回復を求める闘いを通じて広がった市民と野党の共闘は、安倍政権を追い詰める希望となって力強く発展しつつあります。国民が今求めているのは、憲法を変えて戦争できる国にすることではありません。

今変えるべきは憲法ではなく、憲法の全ての条項を日本の政治に生かし、国民の基本的人権を守る政治の実現ではないでしょうか。原発事故によって故郷で自由に生きる権利すら奪われ、基本的人権が踏みにじられた本県にとって、憲法に基づき個人の尊厳を守る当たり前の政治を求める要求は一際大きいものがあります。

県は、相次ぐ災害から立ち直ろうと懸命に努力する県民を支え、大企業の利益を優先し国民をいじめる国の悪政から、県民の命と暮らしを守り、県民の安全と安心を最優先し、憲法が活きる県政を実現するため、広域行政機関としての役割を十分発揮するよう求めるものです。

そこで、憲法の改定に対する、知事の認識を伺います。

二、県の新年度予算案について

今議会に提案された新年度県予算案は、1兆4,418億円、今年度比では185億円のマイナスですが、復興関連では5,043億円、除染関連費用の減少等で今年度比958億円のマイナスとなりました。

国の復興創生期間10年の最終年となりますが、国も県も福島の復興の中心にイノベーション・コースト構想を据え、復興関連事業の大部分をイノベ関連事業に費やしてきました。イノベ関連事業費が明確にされるようになって新年度で4年、この3か年に計

上されたイノベ関連事業費は既に 2,312 億円となり、新年度は更に 876 億円を計上、合わせると 3,188 億円に上ります。

新年度のイノベ関連予算は、復興関連予算 5,043 億円の実に 17.3%に匹敵する規模です。県民の 83.3%は知らないと答え、認知度も期待もないイノベ関連事業費にこれ程の莫大な予算を付けるのは、県民の要求とは異なります。876 億円の事業費のうち 707.8 億円はインフラ整備で、そのうち 450 億円が復興関連道路の整備費です。県全体の当初の河川費総額が 470 億円であるのと比較しても、イノベ関連予算はあまりにも大きすぎると言わざるを得ません。

先月、共産党県議団は伝承館、水素工場、ロボットテストフィールドと 3つのイノベ関連施設の現地調査を行いました。いずれも巨額を投じた施設ですが、地域の復興にどれだけ貢献する施設となるのか疑問に感じてきました。

国が建設費は出しても運営費負担がなくなったら、たちまち財政上の行き詰まりに直面する危険性を危惧するものです。県の予算は、県民の要望が強い福祉関連に重点配分すべきです。

そこで福島イノベーション・コースト構想関連事業を優先している県予算の在り方は見直すべきだと思いますが、知事の考えを伺います。

三、原発事故の対応について

昨年 7 月末、東電はようやく福島第二原発の廃炉を正式表明、「オール福島」の要求だった県内原発 10 基廃炉が実現しました。第二原発廃炉には 44 年かかるとされ、第一原発の廃炉も行程通りに進捗するとはだれも考えていない。これから長期に及ぶ廃炉作業が続きますが、安全かつ確実な廃炉作業の確保は福島復興の前提であり、国、東電に対して責任ある取り組みを求めていかなければなりません。復興五輪の名で、事故も被害も終わったことにすることは、絶対に認められません。

増え続ける汚染水について、多核種除去設備、いわゆる ALPS 処理水の 7 割以上に基準値を超える核種が十分に処理されずに残っていることが明らかとなり、中にはトリチウムよりはるかに毒性の強いストロンチウムが、基準値の 2 万倍もあるタンクも含まれるなど、汚染水はトリチウムの問題に留まりません。

これら基準値を超える放射性物質を含む汚染水の二次処理はまだ行われていない下で、汚染水処理問題を処理方法が確立していないトリチウム問題に矮小化し、施設の外に放出しようとすることは許されません。

汚染水処理を検討してきた政府の小委員会が、1 月末政府に提出した検討結果は、地上保管は十分な検討を行わず、海洋放出が現実的としたことは、これまで開いてきた懇談会で出された声、漁業者はじめ福島県民の声を全く踏みにじるものです。茨城県知事は 2 月初めこの問題で談話を発表、「これまでの関係者の努力を慮ることなく、結論

ありきの取りまとめを行うことは容認できない」と述べています。

汚染水の海洋放出による漁業はじめ本県、ひいては日本の経済活動等への社会的影響は計り知れず、県民は納得していません。

多核種除去設備で処理した汚染水について、海洋へ放出せず、地上で保管するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

1月17日広島高裁は、安全性が確保できていないとの理由で伊方原発3号機の再稼働差し止を認める仮処分決定を出しました。原子力規制委員会の新規規制基準に基づき、電力11社が試算した原発の安全対策費用は既に5兆円を超えさらに膨らむ見込みであり、原発は既に安い電力ではないことを証明、安倍政権が成長戦略に位置付けた原発の輸出も失敗、原発政策は完全に行き詰まっています。

原発事故の被害を受けた本県として、国に対して原発ゼロの日本を目指すことを強く求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

被災者、避難者支援についてです。

県は、今年3月末で大熊、双葉町を除き、帰還困難区域を含めたすべての避難区域住民に対する仮設、借り上げ住宅の無償提供を終了するとしています。昨年末の報告では、まだ新たな住まいを確保する見通しが立っていない避難者が546人おられます。今回打ち切られる避難者は、まだ避難指示が解除されていない帰還困難区域で戻る家がない方々であり、これまでの打ち切りとは質的に異なります。

帰還困難区域の70歳代のある避難者は、仕方なくいわき市に土地を求め、新たな住まいを再建しようとしたが、その矢先にその土地が水害にあい建設が困難になった、別の方法を検討せざるを得ないが、現時点では決めようがないと述べています。

来月末で応急仮設住宅の供与が終了となる帰還困難区域からの避難者に対し、供与を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難先から戻って事業を再開したが、お客が減少し営業が成り立たないと、避難先に戻ってしまったという事業者や、客の減少に対して、賠償も断られ悲観して昨年末自ら命を絶ってしまった事業者がいると聞きました。賠償が継続されればそこまで追いつめられることはなかったと思います。避難事業者の事業再開がいかに困難であることか、胸が詰まる思いです。

商工業者の営業損害賠償は、追加賠償請求900件に対して東電が和解に応じたのは昨年末でわずか20件にすぎず、精神的賠償の追加を求めるADRの集団申し立てに対しても、東電は和解に応じず個々の個別協議に持ち込み、和解は清算条項を飲むことを条件とされる事例もあります。

昨年ADRに申立した件数の3割は初めての申立という結果が、支援センターの分析

で明らかになりました。原発事故から8年以上経過し、ようやく賠償請求する余裕が出てきたという被災者も少なくないということであり、賠償で解決すべき課題は山積しています。

ところが、東電は自ら掲げた3つの誓いを投げ捨てて、賠償請求に全く不誠実な態度を取り続けています。国の原子力損害賠償紛争審査会は、1月の会議でも賠償指針の見直しには踏み込もうとしませんでした。

国の賠償指針による精神的賠償は、避難指示が継続することが前提とされ、避難指示が解除された地域の精神的賠償を打ち切ってきました。しかし、帰還困難区域の避難指示は継続されており、本来なら精神的賠償は当然継続されなければなりません。故郷喪失慰謝料として一律一人700万円が支払われ、それで全てが終了とされてから既に6年が経過、住居確保損害の追加賠償もあまり進んでいないとききます。現在の賠償指針では対応できなくなっているということであり、指針の見直しは喫緊の課題です。

原子力損害賠償の指針を見直すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、原子力損害賠償について、不誠実な姿勢を改めるよう東京電力に強く求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

来年度は復興創生期間の最終年度を迎えます。

原子力損害対策協議会の全体会議を開催し、構成団体と現状認識を共有して完全賠償を求める明確な意思表示を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

四、福島復興の在り方について

国は、昨年末に東日本大震災からの復興・創生期間終了後の復興の在り方に関する基本方針を閣議決定、9年間の取り組みの総括と、今後の取り組み方針を明らかにするとともに、福島復興特措法の見直しを行うとされています。総括で欠落しているのは、県民や避難地域住民がどういう状況に置かれ、現在何で困っているのか、何を求めているかの分析がないことです。避難区域の居住率は昨年末で28%、一昨年末の22.4%から5.6ポイントしか伸びておらず、実際の居住者数は1年間で2,254人の増にとどまっています。

基本方針は、帰還の促進を掲げつつ、流入人口や、交流人口の拡大に力点が置かれ、帰還できない人たちは蚊帳の外に置かれています。今年の3月末で借り上げ住宅が終了する帰還困難区域の避難者は、「国も町も戻る人は支援するが、自分たちのような戻れない避難者は支援の対象ではなくなっているように思う」と述べています。

避難市町村は、「帰還の有無に関わらずどこにいても住民として支援する」と言いづけてきました。浜通りの復興を考えると、一番の担い手となるのは、外から入って

くる人たちではなく浜通りを故郷とする避難者の皆さんではないでしょうか。

多くの避難者は、故郷への断ちがたい思いを抱きつつ、避難を継続せざるを得ない状況にあるのです。

大震災、原発事故から9年経った現在、帰還を選択していない方でも、長期的には戻りたいと希望する方もおられます。戻りたいのに戻れずに、復興住宅や避難先に新たな住まいを確保した方々の率直な思いを丁寧に聞き取りする中で、取り組むべき課題も見えてくるし、自分たちは見捨てられてはいないという安心感も生まれてきます。

避難地域の復興は、避難者を含め避難地域住民の意見を聴きながら進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、国の基本方針は浜通りの産業発展の青写真を踏まえ、イノベーション・コースト構想を軸として浜通りの自立的、持続的な産業の発展をめざすとし、これに呼応する形で、県は新年度からイノベ推進室を推進課に格上げし職員も増員する計画です。

呼び込み政策で他県からの移住人口増を図るより、避難者への継続した支援こそ重視すべきです。

そこで、避難地域において、医療・介護や買い物環境など、安心して住める地域づくりに取り組んでいくべきと思いますが、県の考えを伺います。

国の基本方針では、医療、介護等各種減免について今後見直すとしており、避難区域住民からは「各種減免は命綱、これがなくなったら生活できない」と不安の声が上がっています。賠償が打ち切られ、避難先での新たな家賃の発生など、避難者の生活環境は一気に悪化しています。

国保税、介護保険料等の減免の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、避難者への高速道路の無料措置の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

イノベ構想関連事業として検討されている国際教育研究拠点について、昨年11月に出された復興庁が主催する有識者会議の中間まとめは、新たな拠点施設の設置を前提としており、機能としてイノベ全体を統括する機関、関連する人材の育成の必要性を挙げています。

しかし、イノベ構想を統括する機関は、新たな施設をつくらなければならないものではなく、ロボットテストフィールドの産学共同施設等、今ある拠点施設にその機能を付加することで補えると思います。

また、本県復興に欠かせない原発の廃炉研究・人材育成が不可欠なことは当然です。

それは、新たに国際教育研究拠点施設をつくるのではなく、現在ある大学の原子物理関連の教育機関を活用することが一番効率的であり、有効な人材育成の方法だと思います。

国が主導している国際教育研究拠点については、既存の施設を活用すべきであり、新たな施設整備は必要ないと思いますが、県の考えを伺います。

大震災と原発事故からの復興を総括する視点として、復興ビジョンの基本理念と、それに基づく復興計画を据える必要があります。震災直後の年の8月に、県が目指す復興の姿として「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」などの3つの基本理念を掲げ、同年12月には復興ビジョンに沿って復興に向けて必要となる取り組みを総合的に示す「復興計画」が策定されました。さらに、各分野別の計画において、「再生可能エネルギー先駆けの地を目指す」「日本一子育てしやすい県」「全国に誇れる健康長寿の県づくり」、これをスローガンに掲げたことは、県民から歓迎されその実現に大きな期待が寄せられてきました。しかし、この9年間、復興計画は2度見直された結果、イノベ推進にかじを切り替え復興ビジョンの理念から遠ざかってしまっています。

復興ビジョンの実現に向け、初期の復興計画に立ち返ってこれからの取り組みを進めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

今議会に、アーカイブ拠点施設、東日本大震災・原子力災害「伝承館」を福島イノベーション・コースト構想推進機構に指定管理委託するための議案が提出されました。53億円かけてつくっているこの施設は、他県と異なり大震災と原発事故という本県の複合災害の特殊性を明らかにして、その被害の実相と教訓を発信する大事な施設となります。県は、イノベ構想の情報発信の機能も持たせるので、イノベ推進機構に委託が適切と説明します。

イノベ構想が、被災者置き去りの復興を推進する機関となっている下で、伝承館が本県の復興の側面のみを伝える情報発信施設になってしまわないか懸念するとともに、イノベ推進機構への委託は、原発事故そのものに対する県の認識を表していると思います。

東日本大震災・原子力災害「伝承館」の指定管理者について、福島イノベーション・コースト構想推進機構の指定は見直すべきと思いますが、県の考えを伺います。

五、台風第19号等の対応について

昨年10月の台風第19号とその後の豪雨災害により、今なお多くの県民が元の生活を取り戻せずにおり、被災者の生活と生業再建の支援は引き続き県政の大きな課題です。

県は、災害対応の検証を行っていますが、検証を今後の施策に活かすことが求められます。

県民は、昨年の台風災害を踏まえ、水害対策の中心である河川費を大幅に増額し、安

心して住み続けられる県土づくりを一番に期待しています。

そこで、県管理河川に係る新年度当初予算はどの程度になるのか伺います。

災害の未然防止、とりわけ水害防止対策が急がれます。今回被災した世帯では、また同じ被害が繰り返されるのではないかと、現在地への住まいの再建を迷っています。

国は、今年度補正予算を含めた河川対策の中で、阿武隈川の防災事業に取り組む方針を明らかにし、1,354億円の事業規模、うち本県分は1,120億円で、河川に堆積した土砂の浚渫、堤防の設置、新たな遊水池の整備等の対策を講じるとしています。

国は、阿武隈川に流入する県管理河川である支流の整備も進めるとしており、県においても国と同様に河川の改修を急ぐべきと思います。

そこで、台風第19号等による災害を踏まえ、県管理河川の改修にどのように取り組んでいくのか伺います。

被災者への各種支援の前提となるのが災害調査に基づく罹災証明です。水害は他の災害とも異なり、一旦水に浸ったものは電気製品も衣類も寝具も殆ど使用できなくなり、生活に即困難をきたす特性があり、災害判定もこの特性を踏まえて行なう必要があります。

今回のような大規模災害では、判定作業を迅速化するため、床上浸水の深さで被害認定する簡易な方法が取られました。そのため僅か5センチ足らずで大規模半壊と判定されず、被災者生活再建支援金の対象にならない等の矛盾が各地で生じています。

また、今年度の災害から新たに支援対象となった被害程度10～20%未満の準半壊の判定も自治体間で大きな格差が生まれています。自治体の判定に不満であれば二次調査の申請が可能ですが、実際には二次調査によって判定が低くなってしまふ懸念があるため、自治体も推奨していません。

そこで、災害に係る住家の被害認定基準運用指針について、水害の実態を踏まえ、国に見直しを求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

今ある国の被災者支援制度については、被災者が制度を良く知らないために十分活用されていない問題があります。災害救助法に基づく応急修理の申請件数は、制度対象件数に対して申請件数が2割、土砂やがれき等障害物の除去は殆どなしという状況です。

住宅応急修理制度の活用について、被災者に再度周知するとともに、受付期間の延長を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

被災者生活再建支援金については、全壊と大規模半壊は住まいを再建しなくても基礎支援金は支給されます。この申請は対象件数に対して5割に留まっています。申請しないのは制度を知らないためと思われます。「本当に50万円、100万円支給されるのか」

との質問を受ける事が少なくありません。

被災者生活再建支援制度の活用について、対象者に個別に周知すべきと思いますが、県の考えを伺います。

一方、基礎支援金を受けた世帯が、加算支援金を申請し支給が始まっていることは、再建を促進する上でも重要ですが、支援金が余りにも少なすぎます。

全壊と判定されても解体しなければ 300 万円の限度額は支給されません。年金生活者の多くは、とても建替える余裕がなく、修繕で我慢せざるを得ないが、それでも見積もりは 1,000 万円近くに上る。基礎支援金、加算支援金合わせても 200 万円にしかならず、消費税で 100 万円は消えるため、住まいの再建は厳しいと訴えています。

被災者生活再建支援金の支給限度額の引上げと半壊世帯までの支給対象の拡大を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

県内の農業も大震災と原発事故に加え、昨年の台風被害で大きなダメージを受けました。

河川の土砂が農地にも流れ込み、今年収穫する米の放射能汚染の心配があります。本県の基幹作物である米について、県は新年度から避難区域を除き、全量全袋検査をやめて抽出検査に切り替える方針です。これで、52 億円から 8 億円に検査費用が大幅に縮減できるとしていますが、本県農産物の安全安心を確保し、円滑な流通確保のうえで障害となることが懸念されています。「福島の米は検査しているから取引していたが、全量検査しないなら取引はできなくなるかもしれない」と話す米屋さんが出てきているといいます。県の検査費用削減がそこに留まらず、本県の経済活動全体に重大な影響を及ぼすとしたら、元も子もなくなります。

米の全量全袋検査は継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

商工業者は、消費税増税の影響を直接受けるとともに、帝国データバンクの調査では負債 1,000 万円以上の倒産件数が昨年は 4 年前の 2 倍に増加したと報告されているように、県内の商工業者は厳しい経営を強いられている上に、昨年の台風災害が加わり、この機に商売をやめる事業者が増えています。

被災事業者が中小企業等グループ補助事業に迅速に申請できるよう支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

繰り返し大規模災害に見舞われた鳥取県では、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を制定し、市町村と協力して被災者を住まい、健康管理、仕事等を一体的総合的に支援する仕組みを創設、申請を待つのではなく行政側が出かけて行ってその世帯に最も適した支援策を検討し実施するという考え方を取っていると伺いました。この方法

なら、申請が漏れることもなく適切な支援をより迅速に実施することができると思われ
ます。

被災者に寄り添った総合的な支援を行うため、条例の制定を検討すべきと思いますが、
県の考えを伺います。

東日本大震災、原発事故と今回の災害で、県や市町村は、この間の自治体リストラに
よる職員削減で、技術職員に限らず、災害時に対応できる職員が不足、消防職員も不足、
住民の安全を守るための職員体制の不足が課題となっています。

国は、ようやく自然災害への対応や公共施設の適正管理が求められる中で、都道府県
が技術職員を増員し、市町村を支援する場合、その人件費を国が交付税措置するとしま
した。本県としてもこうした措置の活用を検討すべきです。

震災や台風災害からの復旧、復興に対応するため、県職員を増員すべきと思いますが、
県の考えを伺います。

また、市町村の職員確保について、どのように支援していくのか、県の考えを伺いま
す。

六、気候変動、地球温暖化対策について

本年1月開かれた世界の政財界の指導者を集めた世界経済フォーラム、通称ダボス会
議について、ある新聞は、「株主資本主義が正面から問われた会議だった」と書きまし
た。地球温暖化が世界各地で大規模災害を引き起こす要因とされる中で、日本はその影
響を最も強く受けている国だといわれます。昨年のCOP25では、世界でCO₂の排出量
5位の日本が、石炭火力発電を推進していることに対して、二度にわたり不名誉な化石
賞が送られ、国連環境計画は、日本政府に対して石炭火力発電の建設中止、既存施設の
運転停止を勧告しました。

安価な石炭に依存する国のエネルギー基本計画の見直しを求めるべきと思いますが、
県の考えを伺います。

昨年の台風では、日本の中でも本県が最も被害が大きかった県であり、温暖化対策は
県民の命と財産を守るためにも本気の取り組みが求められています。

特に石炭火力発電所の中止は最大の課題です。本県は原発の増設に伴い定期検査時の
電力確保対策として石炭火力発電所が増設されてきた経過があり、国内最大の石炭火発
増設県となったのです。

現在の県内の石炭火発は10基、新たなIGCC型2基が計画されています。IGCC型
2基だけで年間1,300万トンのCO₂を排出、相馬の天然ガスによる火力発電を加えると
化石燃料によるCO₂の増加量は2,000万トンを超えます。これは、県内の年間間接排

出量 1,785 万トンをはるかに上回る膨大な量です。それだけの排出量が排出地ではカウントされず、消費地の首都圏でカウントする仕組みのため、見えにくく福島県のモラルハザードが起きているのです。どこでカウントされようが、膨大な量の CO₂を福島県の大気中に排出している事実は消えません。

県内における石炭ガス化複合発電所の設置計画を福島イノベーション・コースト構想から削除し、建設の中止を事業者を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

原発事故に見舞われた本県は、復興ビジョンに原発に依存しない社会の形成を掲げ、再生可能エネルギー先駆けの地を目指し、2040 年までに県内で消費するエネルギーの 100%に相当する再生可能エネルギーを県内で生み出すことを目標に取り組んでいます。再生可能エネルギーは量だけでなく質的にも先駆けの地にふさわしい内容が求められます。

この間、県が量的拡大を追求した結果、大規模風力発電や、大規模太陽光発電等の再エネ施設設置をめぐる、環境破壊の懸念があると県内各地で反対運動が広がっています。

再生可能エネルギーは、地域住民共有の資源であり、その活用による利益は地域に還元させるべきという地域主導、地域循環型の再生可能エネルギー開発が世界でも国内でも大きな流れです。県としても地域主導、地域循環型の再生可能エネルギー推進条例を制定すべきです。県内では、大玉村がその基本理念に立ち、10 キロワット以上の再生可能エネルギー設備設置は村に相談を求めるとともに、設備の廃棄まで責任を明確にした条例を昨年末に制定しました。村民参加の小規模再生可能エネルギー設備を推進するため、村独自に 1 キロワット当たり 4 万円の独自補助を実施、県補助と合わせると 1 キロワット当たり 8 万円の補助となります。

福島市をはじめ他の自治体でも独自の補助は行っていますが、県内の住宅用太陽光発電設備の設置状況は、2017 年度で 4 万 8,300 件となっています。これは戸建て住宅約 70 万戸の件数を考慮すれば、先駆けの地を目指す本県としてはいかにも少なすぎます。現在の 1 キロワット当たり 4 万円の補助単価の増額が必要と考えます。

そこで、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電設備について、補助金を増額して導入を推進すべきと思いますが、県の考えを伺います。

七、県民の命と暮らしを守り、子育てを応援する県政の実現について

国は、高齢化社会のため、社会保障のためと偽って消費税を導入しました。安倍政権は税率を 2 桁に引き上げる一方で、全世代の社会保障を削減、とりわけ、後期高齢者の医療費を 2 割負担にすることは到底許せません。全国の後期高齢者広域連合協議会は昨年 6 月、窓口負担の現状維持を求める要望書を国に提出しています。本県は、全国に誇れる健康長寿の県を目指しています。

そこで、社会保障の切捨てを行わないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを

伺います。

昨年 12 月、中国から始まった新型コロナウイルス感染症が世界に広がり、日本国内の感染者は既に 862 人となり死者も 4 人（2 月 25 日現在）でました。全国のどこに感染者が出てもおかしくない状況の下で、厚労省は昨日、対策の基本方針を示しました。

新型コロナウイルス感染症に関する県民からの相談や受診、ウイルス検査について、県は体制整備にどのように取り組んでいるのか伺います。

新型コロナウイルス感染症について、県民への正確な情報発信をすべきと思いますが、県の取り組みについて伺います。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる感染症指定医療機関の設備等の整備状況について伺います。

政権与党の中から、今回の事態を口実に、憲法改悪が必要だとの論調があることは危険です。今必要なことは、憲法に緊急事態条項を盛り込むことではなく、現在ある法律でしっかり対応することであり、先を見通した対策を打つこと、国民に必要な情報を正しく伝えことであることを指摘するものです。

国は医療費抑制のため安倍政権が進めているのが公立・公的病院の統廃合の押し付けです。昨年 9 月、全国で 424、今年の見直しでは 440 に増加、本県では 8 つの病院が名指しされました。

国がこのような暴挙に出た背景には、全国のベッド数を 2025 年までに 13 万床減らすとした 2016 年策定の地域医療構想が、思惑通りに進まないことがあると伺います。しかし、医療機関の統廃合を言い出したのは、医療関係者が一人も入っていない国の経済財政諮問会議であり、安倍政権の骨太方針に盛り込まれたところにこの問題の異常さと財界言いなりの安倍政権の政治姿勢があります。

全国で怒りが広がっていますが、県内でも 8 つの医療機関はもとより、地域住民、自治体からも住民の健康が守れなくなると懸念と危機感が強まっています。

先日、私が懇談した福島市医師会も、既に風評被害が起きていると言います。全国知事会はじめ地方団体は医療人材の確保が困難になっている等の実害が起きているとして、昨年 11 月、国に抗議し撤回を求めました。

しかし、国は全く反省がなく、撤回どころか更に民間医療機関をも視野に入れた公的医療機関再編の検討を求めています。地域の公立や公的病院は、採算性だけでなく不採算部門であっても政策医療を担い、その地域になくてはならない重要な役割を担っており、国が勝手に実績無いと決めつけられるものではありません。

医師不足が深刻な本県を含む 6 県の知事が、「地域医療計画を担う医師の確保を目指

す知事の会」を発足させ、連携して情報発信や政策提言に取り組むこととなったことは、重要な取り組みであり、知事の積極的な役割の発揮を求めたいと思います。

そこで、県は、県民の命と健康を守る上で大切な地域医療機関を守るため、今回、国が示した公立・公的病院等の再編統合の撤回を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

県内の地域医療体制は課題山積です。二本松市に加えて伊達市でもお産できる病院がなくなると危機感が広がっており、産科医や小児科医師の不足、手術できる医療機関が減少するなど、まさに地域医療は危機的状況になっているのです。

本県はそもそも慢性的な医師不足があり、人口 10 万人当たりの医師数でみると、全国平均より約 800 人が不足している勘定になります。OECD 加盟国平均の医師数は、人口 10 万人当たり 2018 年で 350 人に対して、日本は 246.7 人に過ぎず、約 10 万人の絶対的な医師数不足がある下で、本県はそれよりもさらに少ない 204.9 人で全国 42 位となっています。

国は、絶対的な医師不足を医師の偏在が問題であるかのようにすり替え、医師偏在指標なるものを示して医師確保計画の策定を地域医療計画に位置付けました。

県は、偏在の解消と医師数確保を一体的に行うとして 4 年間に 446 人の医師の増員を図る二次医療圏毎の計画案を示しました。

医師確保計画における県北医療圏の確保すべき医師数について、県立医科大学を別枠とした上で設定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

国は医師の働き方改革も一体で進めるとしていますが、問題は医師の偏在ではなく、絶対数の不足、特に病院の勤務医をどのようにして充足させるのかです。

県は、極めて深刻な医師不足を解消するため、どのように取り組んでいくのか伺います。

本県の医師不足解消に向け、県立医科大学医学部の募集定員 85 人を特例で 45 人臨時増員し、1 学年 130 人の医師養成を行っていますが、国は絶えずこの定員の削減を求めています。来年度の県立医大医学部の募集要項を見ると、増員が認められた場合の期限は 2021 年までと書かれています。このような但し書きをしているのは、その後は削減すると思われても仕方がないのではないのでしょうか。

県立医科大学医学部の定員を削減すべきではないと思いますが、県の考えを伺います。

病院統廃合の背景には、地域医療構想通りにベッド削減が進んでいないことがあります。地域医療構想が地域の医療実態に合わないことこそが問題なのであり、地域医療構想を地域医療ニーズに合わせて見直しを行うべきなのです。

本県においても、急性期病床は2016年の1万2,162床を2025年までに5,380床へ半分以下に削減する計画ですが、昨年3月時点では1万1,152床と1,010床の減少にとどまっているのは、医療現場が必要としているからです。

地域医療構想の見直しを行う必要があると思いますが、県の考えを伺います。

増加する児童虐待相談件数に対応できる児童相談所体制をつくることが求められています。2018年度における全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は約16万件、1999年比で13.7倍です。県内の児童虐待相談件数は1,549件です。先日福島市の中央児童相談所を視察しましたが、1970年の建設で老朽化が激しく狭あいで、一時保護所は6畳間に3人が生活しており、現在の児童の保護水準にはふさわしくないと感じました。人的には、児童福祉司を2022年度までに国基準にするには22人の増員が必要となります。

児童相談所における児童福祉司やその他の専門職の配置について、国の方針を先取りして進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

中央児童相談所について、老朽化が激しく狭あいとなっているため、建替えを検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

子育て支援策として県内市町村に広がっている学校給食費の補助制度は、新年度から福島市が4分の1補助を含めると34自治体となり、さらに拡大する見込みであり補助が県内の大勢となりました。県は、市町村が判断すべきこととして、県の事業として実施する意思は依然として示そうとしないのは大変後ろ向きではないでしょうか。

県は、子育てしやすい県の実現に向けて、子育て家庭の経済的負担の軽減にどのように取り組んでいくのか伺います。

市町村立小中学校の給食費への補助を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

放課後児童クラブの児童支援員の処遇改善も急がれます。県内で処遇改善加算を活用する自治体が県内では非常に少なく、全国平均を下回っています。

放課後児童支援員の処遇改善を行うよう市町村に働きかけるべきと思いますが、県の考えを伺います。

八、教育の充実について

昨年の臨時国会で、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入する法案が、教員はじめ教育関係者等の大反対を押し切って成立しました。

変形労働時間制は、1世紀前に世界の労働者の闘いで勝ち取った1日8時間労働制の原則を崩すものですが、日本政府はこれを定めたILO1号条約を、未だに批准していません。教員の変形労働制は、1日の勤務時間を伸ばし、まとめて夏休みを取れるようにするというものです。そもそも変形労働時間制の導入は繁忙期と閑散期がはっきりしている業種に限定して認められてきたもので、毎日が繁忙期の学校には馴染まないものです。文科省調査でも、今でも中学校は平均1日11時間32分、小学校でも11時間15分の長時間勤務が常態化しており、もっと勤務時間が長くなったら体がもたない、ますます子どもたちにゆとりをもって接することができなくなると、教員から怒りの声が上がっています。県も教員の多忙化解消にむけたアクションプランを策定し取り組んでいます。

本県における公立小中学校教員の勤務時間の現状について伺います。

教育現場においては、長時間勤務が常態化しています。

教員の1年単位の変形労働時間制については、条例化すべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

国は、公務員である公立学校教員には労使協定は馴染まないとし、県が条例化することとしており、実際の導入は市町村教育委員会や学校の意向を踏まえることになると答えています。

そこで、教員の1年単位の変形労働時間制の導入については、市町村教育委員会や学校の意向を尊重すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

今教育行政に求められるのは、異常な教員の長時間労働を是正し、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、教員定数を大幅に増員することです。日本共産党は、一昨年10年間で9万人の教員を増員し、ゆとりある教育を実現する提案を発表しました。

公立小中学校の教員定数を増やすべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

県立高校改革前期実施計画について、今議会に2021年度実施として、小名浜高校といわき海星高校の統合、喜多方高校と喜多方東高校の統合の議案が提案されています。いずれについても、地域の理解が得られたとは言えない状況です。小名浜ではこの間4回にわたり地域懇談会が開かれて来ましたが、未だ理解と納得は得られていないと伺います。喜多方でも市長が見直しを求める要望を提出しました。このまま条例案が可決されれば、県と県議会が強権的に統廃合を行っているとの批判は免れません。

再来年度に予定されている小名浜高等学校といわき海星高等学校及び喜多方高等学校と喜多方東高等学校の統合は見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

次に、定時制高校のうち、保原高校を福島中央高校に統合し、夕間部にする計画です。保原からは、福島まで通学できなくなる生徒が出てくると懸念の声が上がり、福島では夕間部となると、現在働きながら学んでいる生徒たちが働けなくなる、県は生徒の経済的自立を阻害するのか、学び直しの機会を保障すべきなど、見直しを求める声が上がっています。県教育委員会は、定時制高校が果たしている役割を十分に勘案すべきです。

そこで、保原高等学校定時制課程と福島中央高等学校は存続させるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

九、ジェンダー平等について

いま世界的な人権意識の高まりの中で、女性も男性も個人としての尊厳を守り、基本的人権を尊重する社会の実現は世界の大きな流れとなり、ジェンダー平等は基本的人権保障として、もはや国内問題ではなくなっています。ジェンダーとは、社会がおしつける「男らしさ」「女らしさ」「男は、女はこうあるべき」という行動規範や役割分担を指し、「社会的、文化的につくられた性差」と定義されています。これは自然にできたものではなく、その時々々の支配者によって政治的につくられ押し付けてきたものであり、ジェンダー平等の実現は政治課題そのものです。

世界経済フォーラムが公表したグローバルジェンダーギャップ指数で、2019年、日本は世界の153ヶ国中121位となり、前年の110位よりも更に低下しました。男性は外で企業戦士として死ぬほど働かせられ、女性は家庭を守ることが主たる役割だから賃金格差は当たり前とされ、男女の経済的格差を生む要因となってきました。

ジェンダー平等は、社会のあらゆる分野でこれまでの考え方の転換を求めています。本県は、「福島県男女平等を実現し、男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定しており、条例を活かした先進的取り組みが求められます。

県は、男女共同参画社会の実現に向け、どのように取り組んでいくのか伺います。

県執行部の政策決定に女性の視点を入れるべきであり、女性幹部を増やす必要があります。現在は、県全体で6.2%、全国平均10%と比較しても低い状況にあります。

女性職員の管理職登用を更に進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

不平等が最もわかりやすく表れるのが雇用です。県の賃金支弁職員いわゆる非正規職員の多くは女性です。

知事部局における、賃金支弁職員の女性の割合について伺います。

新年度からは会計年度任用職員が施行となります。

会計年度任用職員を任用するにあたり、任期等の短縮により処遇低下を招かないようにすべきと思いますが、県の考えを伺います。

ジェンダー平等は、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ、性と生殖に関する健康と権利の保障を掲げています。2018年の調査によると、本県の10代女性1,000人当たりの中絶件数は24位と改善傾向は見られるものの、引き続き学齢期から母性保護の意識を持たせるための指導の充実が課題となっています。

そこで、県教育委員会は、公立学校において児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導にどのように取り組んでいくのか伺います。

以上で、私の質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

(一、安倍政権による憲法の改定について)

宮本議員のご質問にお答えいたします。

憲法についてであります。我が国は、「平和主義」、「国民主権」、「基本的人権の尊重」という3つの基本原則を掲げた日本国憲法の下、国民のたゆみない努力により、平和を希求する国家として今日の繁栄が築かれてきたものと認識しております。憲法の改正については、国会の場で、慎重かつ十分な議論を尽くされることが重要であると考えております。

(二、県の新年度予算案について)

次に、福島イノベーション・コースト構想につきましては、震災と原子力災害によって大きな打撃を受けた浜通り地域等の産業基盤の再構築を通じて復興の原動力とするものであります。複合災害からの復興・再生には、総合的な施策の推進が必要であり、住民に身近な保健、医療、福祉、介護、日常的な買物や地域公共交通、未来を担う子どもたちへの教育の確保と併せ、有害鳥獣対策と一体となった営農再開や産業再生を進めていくことが不可欠であります。

福島ロボットテストフィールドを活用した実用化開発やビジネスマッチングによる産業集積や新事業の創出、福島水素エネルギー実証フィールドをいかした未来の水素社会をけん引する福島モデルの検討等、産学官の連携を強化し、浜通り地域等に新たな雇用を生み出し、新しい産業基盤の構築を目指す本構想を着実に進めてまいります。

(三、原発事故の対応について)

次に、原子力政策につきましては、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何より

も住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。県といたしましては、引き続き、「原子力に依存しない社会づくり」という本県復興の基本理念の下、安全かつ着実な県内原発の全基廃炉を国及び東京電力に対し、強く求めてまいります。

(四、福島復興の在り方について)

次に、復興ビジョンの実現につきましては、平成23年8月に策定した復興ビジョンの3つの基本理念である「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、「ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」、「誇りあるふるさと再生の実現」を踏まえ、具体的な取り組みを積み重ねてまいりました。複合災害からの復興・再生は長期にわたります。復興のステージが変わり、新たな課題に対応していく中であっても、復興ビジョンの理念に基づき、福島県全体の復興・再生を切れ目なく着実に推進してまいります。

三、原発事故の対応について

危機管理部長

多核種除去設備で処理した汚染水の取扱いにつきましては、これまで国の小委員会において社会的影響も踏まえ、様々な観点から議論が進められ、今月10日には、検討結果を取りまとめた報告書が公表されたところであります。県といたしましては、国及び東京電力に対し、小委員会の提言内容を踏まえ、引き続き、幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

避難地域復興局長

来月末での応急仮設住宅の供与終了につきましては、復興公営住宅の整備状況等や関係町村の意向も踏まえ、一昨年8月に示したものであります。これまで、戸別訪問等を実施し、安定した住まいの確保に向けた支援を行っており、引き続き、関係自治体等と連携を密にしながら、避難者の一日も早い生活再建にしっかりと取り組んでまいります。

原子力損害対策担当理事

原子力損害賠償の指針につきましては、これまで、原子力損害賠償紛争審査会に対し、現地調査などを通して本県の現状をしっかりと把握するとともに、適時適切な見直しを行うよう求めてきたところであります。引き続き、個別具体的な事情による損害を含め、被害の実情を踏まえた賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、原子力損害賠償に関する東京電力の姿勢につきましては、これまで、原子力損害対策協議会の要求活動等において、東京電力に対し、被害者からの相談や請求に丁寧

かつ誠実に対応しながら、賠償を的確、迅速に行い、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすよう繰り返し求めてきたところであり、今後とも、被害者の立場に立った賠償がなされるよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に、原子力損害対策協議会につきましては、昨年11月、国及び東京電力に対する要望・要求活動を実施し、損害がある限り賠償を継続することを改めて確認するとともに、被害者の立場に立った取り組みを徹底するよう強く求めてまいりました。引き続き、関係団体等と連携しながら、適時適切な協議会の活動等を通じ、被害者の生活や事業の再建につながる賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

四、福島復興の在り方について

企画調整部長

国が主導している国際教育研究拠点につきましては、昨年11月に取りまとめられた有識者会議の中間とりまとめにおいて浜通り地域の復興・再生、分野横断的な研究と人材育成を目的としており、福島イノベーション・コースト構想の具体化につながっていくものと認識しております。

避難地域復興局長

避難地域の復興につきましては、地域の実情に精通した市町村と連携し、地域住民の声を丁寧に聴きながら課題を解決していくことが重要であります。そのため、地域住民の代表である市町村長との意見交換を始め、避難者交流会等において、帰還された方や避難者などの思いを伺っているところであり、今後も、地元の意見を丁寧に聴きながら、復興を推進してまいりたいと考えています。

次に、避難地域に安心して住める地域づくりにつきましては、医療・介護や買物環境はもとより、子育て・教育環境や住環境の整備、雇用の場の確保など、生活環境の整備を進めてきたところであり、引き続き、住民の方が安心して生活できる地域づくりに取り組んでまいります。

次に、高速道路の無料措置につきましては、避難指示区域等からの避難者を対象に、古里や家族とのきずなの維持が図られるよう、昨年11月の緊急要望など、これまで様々な機会を捉えて国に継続を求めてきたところであり、今後とも、国に対して働き掛けてまいりたいと考えています。

保健福祉部長

国保税、介護保険料等の減免につきましては、復興・創生期間終了後においても現行

制度を維持できるよう国の財政支援を引き続き要望してまいります。

文化スポーツ局長

東日本大震災・原子力災害伝承館の指定管理者につきましては、未曾有の複合災害の記録と教訓、復興の歩みを後世へ継承するため、関連資料の保存や展示等の事業にとどまらず、当該施設を起点とした地域交流の促進に取り組むことが必要であります。福島イノベーション・コースト構想推進機構は、産業集積の促進に加え、交流人口拡大や人材育成に取り組んでいることから、これらの取り組みと連携した事業の実施により、国内外から多くの方々が来館し、福島の経験を広く発信する施設として、効果的な運営が図られるものと考えております。

五、台風第19号等の対応について

総務部長

職員の増員につきましては、震災以降、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等からの応援職員の受入れや再任用職員の活用など、多様な方策により、必要な人員の確保に努めてきたところであります。今後とも、復旧・復興の進捗状況や中長期的な行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

次に、市町村の職員確保につきましては、台風第19号等の災害復旧等も含め、市町村の実情に応じて、県職員の派遣や、全国自治体からの職員派遣調整等を行い、人員の確保に努めてきたところであります。今後とも、災害への対応を含む行政運営体制に関する各市町村の意向を踏まえ、町村職員採用の合同説明会や就職セミナー等を開催し、職員を計画的に確保できるよう、引き続き市町村を支援してまいります。

危機管理部長

住家の被害認定基準運用指針につきましては、屋根や柱、内壁等の損傷率を調査し、住家被害の程度を判定するものでありますが、速やかな被災者救済に向けた調査の迅速化の観点から、浸水の深さにより判定する手法も取り入れられているところであります。今般の台風第19号等への対応に当たっては、判定の公平性を担保する従来の調査手法と迅速な救済を図る簡易的な手法の併用について、不満の声もあったことから、分かりやすい制度の構築について国へ求めてまいります。

次に、住宅応急修理制度の周知につきましては、市町村において災証明書を交付する際、独自に作成した支援制度のチラシを併せて交付しているところであり、広報紙への掲載やSNS、ホームページによる周知などと併せ、それぞれの地域の実情に応じた取り組みがなされております。また、受付期間につきましては、市町村の意向を確認しな

がら、国と協議し、必要な期間の延長をしてきたところであり、引き続き、適切に対応してまいります。

次に、被災者生活再建支援制度の周知につきましては、各支援制度を分かりやすくまとめた被災者支援ガイドブックを作成し市町村に提供しているほか、住居支援に係るチラシ等をホームページに掲載し周知を図っております。また、市町村に対し、被災者の方への支援を漏れなく行うため、被災者台帳の作成と活用についてお願いしているところであり、引き続き周知に努めてまいります。

次に、被災者生活再建支援金につきましては、これまで、全国知事会を通し、住宅の半壊世帯に支給対象を拡大するよう制度の充実を求めているところであります。近年、大規模災害が続いていることから、保険や共済などの自助、共助の取り組みを補完する公助としての被災者生活再建支援制度の役割は重要であり、引き続き、全国知事会と連携し、必要な見直しについて要望してまいります。

次に、被災者に寄り添った総合的な支援を行うための条例の制定につきましては、県では、これまでも、安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づく基本計画に沿って、住宅再建支援制度による支援金の支給や災害援護資金の貸付のほか、健康や生活等に関する見守り・相談を行う市町村を支援するなど、被災者支援に取り組んでいるところであります。引き続き、市町村を始め、関係機関・団体等と連携しながら、被災者に寄り添った各種支援を総合的に推進してまいります。

商工労働部長

中小企業等グループ補助事業の申請支援につきましては、県が主催する方部ごとの事業者向け説明会や個別相談会の実施に加え、市町村や商工団体等が開催する相談会においても、職員が出向き、事業者の被災状況に応じ、個別面談によるきめ細かな支援に取り組んでいるところであります。

農林水産部長

米の全量全袋検査につきましては、吸収抑制対策などの徹底により、平成27年産米以降、通算5年間基準値超過がないことから、避難指示があった区域を含む12市町村を除いて、モニタリング検査に移行することといたしました。引き続き、市町村や関係団体等と連携し、県産米の安全確保対策に取り組んでまいります。

土木部長

県管理河川に係る新年度当初予算につきましては、災害復旧事業や交付金事業、県単

独事業などの合計で、約617億円を計上しております。

次に、台風第19号等による災害を踏まえた県管理河川の改修につきましては、被害が甚大であった河川における改良復旧事業や、対策の必要性が高まった河川における改修事業に新たに着手し、堤防のかさ上げや河川の拡幅など、再度の災害防止に向けた治水対策に集中的に取り組んでまいります。

六、気候変動、地球温暖化対策について

企画調整部長

エネルギー基本計画につきましては、エネルギー政策基本法に基づき、エネルギーの供給源の多様化や自給率向上、地球温暖化防止や地域環境の保全が図られるエネルギー需給を実現するため国が策定したものであり、少なくとも3年ごとの検討が法定されていることから、必要に応じ、国の責任において見直しが行われるものと認識しております。

次に、石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、温室効果ガスの排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた将来の発展が期待される技術であり、地域経済への波及効果が見込まれることから、福島イノベーション・コースト構想に位置付けているものであります。

次に、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電設備の導入につきましては、再生可能エネルギーの有効活用、非常時の電源確保等の観点から重要であり、新年度も設備導入を支援するとともに、制度の効果的な周知を行いながら普及拡大に取り組んでまいります。

七、県民の命と暮らしを守り、子育てを応援する県政の実現について

保健福祉部長

社会保障につきましては、医療費や介護保険等の分野で、県民にとって過度な負担や急激な変化とならないよう、これまで国に対して十分な配慮を求めてきたところであります。今後とも、国の動向を注視しつつ、全国知事会との連携を図りながら、国に対して要望してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する相談等につきましては、感染の疑いのある方の相談先として、帰国者・接触者相談センターを中核市を含む全保健所に設置し、診察が必要な方を県内十か所に設置した専門外来につなぐ体制をとっております。また、検査については、県衛生研究所で国提供の検査試薬等により、確実に実施できるよう取り組んでおり、今後とも、感染の拡大防止に迅速に対応してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についての情報発信につきましては、県ホームページでの最新情報の提供や、テレビ、ラジオ、新聞など、あらゆる媒体を活用して、手洗い、せきエチケット等の感染予防対策について、繰り返しお知らせするとともに、コールセンター等により、県民からの相談に対応しているところであり、今後も、県民への迅速かつ正確な情報提供を行ってまいります。

次に、感染症指定医療機関につきましては、院内感染防止の観点から、一般の患者と接触しない動線を確認し、外部に感染症の病原体を飛散させないための空調設備を備えた陰圧の病床を設置しているほか、個人防護服などの資機材を整備しております。

次に、公立・公的病院等の再編統合につきましては、地域全体で考えることが重要であることから、地域医療構想調整会議において、医療提供体制の現状や将来像を踏まえ、各病院や市町村など関係機関と、丁寧に議論を進めてまいります。

次に、医師確保計画における確保すべき医師数につきましては、県及び二次医療圏ごとに設定することとされております。県北医療圏については、県全域において、県立医科大学が果たしている機能や役割等を踏まえながら、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、医師不足の解消につきましては、県立医科大学医学部の入学定員増などのこれまでの取り組みに加え、医師確保計画を策定する中で、研修環境の充実や、県外からの医師の招へい策の強化など、医師確保に向けた新たな施策の検討を進めることとしており、今後とも、医師の確保と定着に取り組んでまいります。

次に、県立医科大学医学部の定員につきましては、医師の確保を図るため、段階的に増員してきたところであります。今後も、現在の入学定員を維持し、県内での養成と定着を行っていくことが重要であることから、引き続き、国に対し、臨時的措置とされている医学部入学定員増の恒久化を強く求めてまいります。

次に、地域医療構想につきましては、今後の高齢化・人口減少社会において、重要となるまちづくりなど広範囲の視点を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしており、医療審議会や地域医療構想調整会議の意見を聴きながら判断してまいります。

こども未来局長

児童相談所における児童福祉司やその他の専門職につきましては、法令の基準を踏まえながら、本県の地理的条件や人口、交通事情、生活圏などを勘案し、計画的に配置し

てまいります。

次に、中央児童相談所につきましては、外壁や床等の内外装の張り替え、空調などの機能改善、耐震化工事などの安全対策を行っており、今後も、保護された子どもが安心して生活できるよう児童相談所の環境を整えてまいります。

次に、子育て家庭の経済的負担の軽減につきましては、保育の無償化や18歳以下の医療費無料化、多子世帯への保育料の補助のほか、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもへの各種支援などに取り組んでまいります。

次に、放課後児童支援員の処遇改善につきましては、個々の職員の経験年数、研修実績等に応じた賃金改善への補助や、午後6時30分を超えて開所する放課後児童クラブに対しての賃金改善補助制度があり、放課後児童クラブの実施主体である市町村にこれらの制度を周知し、その活用を促してまいります。

教育長

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

八、教育の充実について

教育長

公立小中学校教員の勤務時間につきましては、今年度実施した勤務実態調査の結果、平日1日当たりの学内勤務時間の平均は、小学校の主幹教諭及び教諭が11時間、中学校の主幹教諭及び教諭が11時間36分となっております。

次に、教員の1年単位の変形労働時間制につきましては、学校における働き方改革を推進するために、今般、法改正により制度化されたものと認識しております。県教育委員会といたしましては、多忙化解消アクションプランにより時間外勤務時間の削減に取り組むとともに、条例化については、制度の内容を精査し、国や他の都道府県の動向を注視してまいる考えであります。

次に、変形労働時間制の導入につきましては、県における条例化を前提として、各学校の服務監督者である校長や市町村教育委員会の意向によりそれぞれの学校の実情を勘案して実施するものと認識しております。

次に、公立小中学校の教員定数につきましては、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、その改善を国に求めているところであり、今後とも要望してまいります。

次に、小名浜高校といわき海星高校及び喜多方高校と喜多方東高校の統合につきましては、生徒が互いに「切磋琢磨」し、社会性を育むことができる魅力ある教育環境を整えるために進めているところであり、これまで改革懇談会を重ね、統合の方向性や特色化について丁寧に説明し、一定のご理解をいただいております。今後、生徒が地域を学習のフィールドとして活動し、課題の解決に取り組む探究的な学びや、地元企業、自治体等と連携した体験的な学びなど、特色ある教育内容について更なる具体化を図り、それぞれの統合校の魅力について、地域の中学生や保護者等に周知してまいる考えであります。

次に、保原高校定時制課程と福島中央高校につきましては、少子化の進行による志願者の減少に加え、働きながら学ぶ生徒の学習機会の確保という従来の定時制の役割が、不登校を経験するなど、様々な課題を抱えた生徒の学びの場へと大きく変化していることを踏まえ、両校を統合して一定の集団規模を確保するとともに、生徒の生活リズムに合わせた夕間部を導入し、生徒の多様な学習ニーズや進路希望に応える教育活動を実施してまいる考えであります。

九、ジェンダー平等について

総務部長

女性職員の管理職登用につきましては、福島県職員男女共同参画推進行動計画に基づき、女性職員のキャリアアップを支援する研修機会の確保、幅広い職務経験の付与等の取り組みにより、引き続き積極的に進めてまいる考えであります。

次に、知事部局の賃金支弁職員における女性の割合につきましては、平成31年4月1日現在76.6%となっております。

次に、会計年度任用職員につきましては、給与及び勤務時間等に関する条例を定め、一定の要件の下、期末手当や通勤手当等を支給するなどの勤務条件を整備したところであり、今後、職務の内容や業務量に応じた勤務時間等を設定し、適切に任用してまいる考えであります。

生活環境部長

男女共同参画社会の実現につきましては、性別を問わず、誰もが持てる力を存分に発揮し、活躍できる社会を築いていくことが重要であることから、これまで、ふくしま男

女共同参画プランに基づき、人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進、女性活躍の促進、ワーク・ライフ・バランスを図るための環境の整備などに取り組んでまいりました。今後も、男女共同参画意識の普及・啓発のほか、女性の人材育成や意思決定過程への参画促進、働き方改革の推進など、関係団体や市町村等との連携を深めながら、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでまいります。

教育長

公立学校の児童生徒に対する性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて男女が互いに尊重する態度などを養うことが大切であると考えております。今後とも、本県独自に作成した性に関する指導の手引きを活用して、保健師等の専門家や保護者とも連携し、児童生徒が適切な意思決定や行動選択ができるよう性に関する指導に努めてまいります。

【再質問】

宮本県議

再質問いたします。

まず知事に再質問をさせていただきます。私は初期の復興計画に立ち返った復興のあり方に見直しを行うべきではないかということを質しました。今、浜通りの避難地域の皆さん、そして県民の皆さんが、県が重点的に進めているイノベ構想にほとんど期待していない、よくわからないという状況があるということなんですね。これは県が浜通りの復興を進めるためだと言うけれど、県民にとってはそのように写っていないということなんじゃないでしょうか。

原発事故のその年に、復興計画・個別計画の中で「日本一子育てしやすい県」、あるいは「全国に誇れる健康長寿の県」づくり、そして「原発に依存しない再生可能エネルギー先駆けの地」を目指すというスローガンは、その当時県民が抱えていた健康への不安やここで子育てしていいのかという不安があった、そしてもう原発を止めてほしいという思いがあった、そういう県民の皆さんの願いを反映したものであり、非常に理にかなったそういうスローガンであったというふうに私は理解をしています。だから県民も期待をし、そこにぜひ県としてしっかり取り組んでほしいという、そういう思いがあったと思うんです。

ところが2014年にイノベーション・コースト構想研究会報告が出されると、ここから私は県の復興の方向が変わったという風に受け止めております。この研究会というのは知事も当時副知事として参加をして、報告書をまとめる上では非常に重要な役割を担ってきたと思います。これが国の復興特措法にも法律に位置づけられ、そして県はこれを優先的にイノベ関連事業を位置づけるということで予算化をするというこの一体的な取り組みが進められてきたと思います。

しかし、それは避難者や被災者を置き去りにして、県外からの呼び込みで復興を進めようとするものであって、そこに住んでいた避難者、地域住民に本当に寄り添う復興のあり方だったのかということそうではないのではないかと。だから今県民の間によくわからない、期待できないという声が現れているんだと思います。それは去年の世論調査の中にしっかり現れているわけなんです。そういう県民の思いをどう受け止めながら、これからの復興を進めていくのかが問われているんだと思います。

そういう点でもう一度、知事の認識を伺いたいと思います。

そして、県の予算もこういうイノベ優先の県の予算編成になってしまっているのではないかと。今年度で 876 億円というイノベ関連の事業費というのは非常に莫大なものだという風に思います。707 億円がインフラ整備、そのうちの 450 億円は復興関連道路の整備だという風になっておりますけれど、今県民が期待している河川の事業、先ほど部長から県管理の河川の事業費は 617 億円という答弁がございました。これだけ見てもですね、地域の関連の道路事業だけで 450 億円の事業費をそこで使いますと言っているわけですから、もうこの点でもイノベ関連がやっぱり県の予算の中心に座っているというのは紛れもない事実ではないでしょうか。この点についてやっぱり予算の配分も安全・安心対策、あるいは県民の命と暮らしをしっかりと守る。こういうところに重点配分すべきではないかということを求めました。

改めてその点でもう一度、知事の考えを伺いたいと思います。

それから汚染水の処理についてですけれど、茨城県の知事は単に談話を発表したというだけではなくてですね、国の担当者を県庁に呼んで白紙の検討を求めたと伝えられております。本来ならこれは福島県がやるべきことではなかったでしょうか。県は慎重な対応を求めると言って地上保管せよと明確に求めているというふうに私は受け止めます。これはやっぱり県民の今の漁業者の思いをしっかりと反映していないのではないかと思います。コモンカスベが昨日解除になった、もう全魚種解除になったわけです。だから、これから本格操業に向けて県が踏み出そうという時に、海洋放出されたら元も子もなくなります。

県はしっかりその点を踏まえて国に言うべきじゃないでしょうか。

【再答弁】

内堀雅雄知事

宮本議員の再質問にお答えをいたします。

まず復興ビジョンにつきましては、復興ビジョンの基本理念を踏まえた総合計画や復興計画等に基づき避難地域の復興再生、被災者の生活再建、風評払拭・風化防止、福島イノベーション・コースト構想の推進産業の再生及び新産業の創出、復興支えるインフ

ラ等の環境整備などに着実に取り組んで参ります。

またイノベーション・コースト構想につきましては震災や原発事故の被災者の生活再建は重要な課題であり、必要な支援を行うとともに避難地域の復興再生にとって必要不可欠な産業・生業の再生の軸となる福島イノベーション・コースト構想に取り組んで参ります。

危機管理部長

多核種除去設備で処理した汚染水の取扱いにつきましては、今後政府において小委員会の提言内容を踏まえ対応方針を決定するとされております。県と致しましては国及び東京電力に対し、引き続き、幅広い関係者の意見を丁寧聞きながら慎重に対応をし、検討するよう求めて参ります。

【再々質問】

宮本県議

再々質問いたします。

いまのイノベの関連は、平行線ですよね。でもやっぱり県民に寄り添った復興と、そして予算の執行を再度求めておきたいと思います。

それで、今関心が大きいコロナウイルス感染症の対応についてですけど、先ほど保健福祉部長は、検査の体制も確実に実施できるような体制をとっていますという答弁がございました。今問題なのは医療の現場やあるいは県民が、自分が検査して欲しいと思った時に行ってもらえる状況になっているのか、そういう体制がとられているのかどうかということが実はいま問題になっています。

国の専門家会議はここ1、2週間がもう山場だと。これから感染を大きく拡大させてしまうのか、ここで抑えることができるかどうかは今の取り組みが非常に重要だと言う指摘をしております。ですから今このウイルスの厄介なところはですね、症状がなくても潜伏期であっても感染させてしまうというところにこのウイルスの特徴があり、対応に問題がある、厄介なところがあるということなんですね。ですから発症していようがいまいが、やっぱり心配がある、濃厚接触の可能性のある人については、しっかり県として検査も行って、そしてそれ以上拡大をさせないんだというこの体制をとれるかどうか。衛生研究所で検査が出来るから大丈夫ですということだけではない、現場で必要と認められた時にやれる体制になっているのかどうか、これが一番今問題だと思います。そういう状況になっているのかどうかをまず（保健福祉）部長に確認したい。

なっていないとすれば、これは県が独自に判断してでもやるべきだと思います。それが県民の不安の解消になる、繋がっていくというふうに考えますので、ぜひそこはですね、しっかり取り組みを求めたいと思います。

そしてもう一つ、中央児童相談所について、子ども未来局長に答弁を求めたいと思いますが、中央児相については、確かに老朽化なので、あの手この手いろいろやっていますということですが、子どもを一時保護するその施設としては極めてふさわしくない、こういう老朽化と狭あいには激しいものがあると思います。

郡山の児相がようやく新しく建設されることになりました。この次は中央児相じゃないかとみんな思っているんですね。だったらもうそこに向けて設置をですね、本気で検討すべき時期に来ているじゃないかと思しますので、その点を求めておきたいと思いますが、もう一度答弁ください。

それから教育長に、高校の統廃合についてですけど、これは何度も何度も共産党の県議団が繰り返し見直しを求めてきている点であります。

地域はですね、地域の活性化、地方の創生どうやって取り組むとかがって必死の取り組みやっています。だから市長や町長あげて高校は残してくれという要請を県にかけてきているわけです。県は一方では地方創生と言って様々な事業取り組んでいます。これほどの政策的な矛盾はないと思います。教育行政が地方の過疎化に拍車をかけるようなことをやってはならない。前にも私申し上げましたけど、そういう観点で高校の統廃合の問題をもう一度政策的に検討すべきだと思うんです。

この観点で教育委員会はどのように地方創生に取り組むのか。これ一体的な問題ですよ。だから地方は心配だと言っているわけだから、そういう点で見直すべきなんですよ。そういう観点でもう一度、答弁を求めたいと思います。

それから賠償の問題ですけど、原子力損害対策担当理事にお伺いをしたいと思いますが、原賠審のですね、指針の見直しというのは極めて具体的な対応が求められていると思います。そういう点で、私は帰還困難区域の話をしましたけれど、この点は是非とも見直しを求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【再々答弁】

保健福祉部長

患者が増えた場合の不安解消についての対応についてでありますけども、まずは現状につきましても、現行体制での対応を続けることとなりますが、現在は国内でのこれだけの広がりということで、感染拡大に備えまして、保健所を中心に医療機関、衛生研究所も含みますけれども、関係機関と各種調整を行っているところでありますので、そちらについても先行して検討を進めているところでございます。

原子力損害対策担当理事

賠償の指針につきましても、これまで原子力損害賠償紛争審査会に対しまして、本県

の現状をしっかりと把握するとともに、適時適切に見直すよう繰り返し求めてきたところであります。審査会では地元の市町村長等との意見交換等を通じて、被災者の実情、被災地の実情把握を行っていることから、今後とも市町村等と連携しながら被害の実態に見合った賠償がなされるよう取り組んで参ります。

こども未来局長

中央児童相談所につきましては、保護児童の状況に応じて、中央児童相談所自身が保護することがほとんどでありますけれども、病院、里親、児童養護施設等に保護委託も行なっております、今後も保護児童の福祉を重視し、児童の心を癒す児童保護体制を継続してまいります。

教育長

高校の統廃合の関係でございます。昨日も夜ですね、喜多方市において中学生や保護者など約 100 人を対象にして説明会をさせていただきました。出席者からは魅力ある学校を作って欲しい、内容をもっと具体的に説明を聞きたいというようななどちらかという我々に督促を頂いて戻ってきたというような状況でございます、今後ともしっかりとですね、魅力ある教育環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上